

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る 特別定額給付金申請受付等について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、対象者一人につき10万円が支給される「特別定額給付金」について、次のとおり申請の受付等を行います。

- 1 申請受付開始時期
 - ・オンライン申請 令和2年5月11日（月）から
 - ・郵送による申請 令和2年5月18日（月）から
 - ※申請書の発送は令和2年5月15日（金）を予定
- 2 申請受付期限
オンライン申請及び郵送申請ともに令和2年8月18日（火）まで
※当日消印有効
- 3 給付開始時期
 - ・オンライン申請分 令和2年5月21日（木）予定
 - ・郵送による申請分 令和2年5月28日（木）予定
- 4 三次市特別定額給付金専用窓口の開設
 - ・本庁1階へ専用窓口を開設
開設期間：令和2年5月18日（月）から一定の期間
 - ・専用電話の開設
電話番号：（0824）62-6121
 - ※いずれも5月は土日（23・24・30・31日）も受け付けます。

【参考】

三次市の状況（令和2年4月27日現在）

世帯数 23,511世帯 人口 51,530人 給付総額 51億5,300万円

本件に関するお問い合わせ先



三次市 経営企画部 企画調整課（担当／倉川・高橋）

電話番号：0824-62-6408 FAX番号：0824-62-6223

E-mail：tokumei@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号